

平成 30 年度
EU の GI 監視スキーム等実態調査
委託事業
事業成果報告書

2020年3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

目次

1	調査の概要.....	1
1.1	調査の背景・目的	1
1.2	調査の内容.....	1
1.3	調査の方法.....	4
1.4	調査結果の概要	5
2	EU加盟国の GI 監視スキーム等の実態調査	13
2.1	はじめに	13
2.2	EU.....	15
2.3	イタリア.....	23
2.4	フランス	31
2.5	スペイン.....	38
2.6	ドイツ	46
2.7	イギリス.....	53
2.8	オランダ.....	60

1 調査の概要

1.1 調査の背景・目的

政府は2013年に発表した日本再興戦略の中で農林水産業を成長分野として位置づけ、2020年に農林水産物・食品の輸出額1兆円という政府目標を掲げた。輸出強化に取り組んできた結果、当時4,500億円だった輸出額は年々上昇して2018年には9,068億円¹となり、目標の実現は射程内である。

さらに2014年には特定農林水産物等の名称の保護に関する法律が成立し（2015年施行）、生産地の特性と製品の品質が結びついた製品の名称を知的財産として保護する地理的表示保護制度（GI）が導入された。2020年2月現在、89の製品がGIとして登録されている²。

2019年2月には日本と欧州連合（European Union: EU）の経済連携協定が発効された。同協定では、GIについて相互に高いレベルで保護することとされ、日本側の48のGI製品とEU側の71のGI農産物・食品をそれぞれの法制度により保護することとなった。

本調査は、経済連携協定の締結を背景として、日本のGI製品のEU域内への輸出拡大につなげるため、EU域内において我が国のGI製品の模倣品が発見された場合に生産者団体等がとり得る措置を調査・整理する目的で実施した。

1.2 調査の内容

1.2.1 EU加盟国のGI監視スキーム実態調査

(1) 調査対象国

本調査の対象国は、EU加盟国において日本の農林水産物等の主要輸出入国であることに加え、GIの登録数が多いこと、消費市場としてある程度の人口規模があることを考慮して、イタリア、フランス、スペイン、ドイツ、イギリス、オランダの6か国を選定した。なお、イギリスは2020年1月31日にEUから離脱したが、調査開始当時はEUに加盟していたこと、経済連携協定の下で相互に保護すべきGI製品にはイギリスの製品が含まれていることから調査対象とした。

1 農林水産部輸出概況2018年（平成30年）平成31年3月27日

2 農林水産省ホームページ。なお登録番号27号（西尾の抹茶）は登録削除。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html

表 1-1 調査対象国

	国名	選定理由
1	イタリア	- 農林水産品輸入実績EU第1位（2018） - GIの登録数第1位 - 人口EU第4位
2	フランス	- 農林水産品輸入、輸出実績ともにEU第2位（2018） - GIの登録数第2位 - 人口EU第2位
3	スペイン	- 農林水産品輸入実績EU第3位（2018） - GIの登録数第3位 - 人口EU第5位
4	ドイツ	- 日本の農林水産品輸出実績EU第3位（2018） - GIの登録数第6位 - 人口EU最大
5	イギリス	- 日本の農林水産品輸出実績EU第4位（2018） - GIの登録数第7位 - 人口EU第3位 - EPAにおいて日本が保護すべき製品にはイギリスの製品も複数含まれるため、EUから離脱しても関係は残る
6	オランダ	- 日本の農林水産品輸出実績EU第1位（2018） - GI登録は少ないが（16位）、GI制度が進んでいる国と比較する参考になる

※情報は2019年5月時点（イギリスのEU離脱前）

2018年農林水産物輸出入概況（平成31年3月27日）

European Commission, DOORデータベース※農産物・食品, Status Registered

<http://ec.europa.eu/agriculture/quality/door/list.html> 2019.5.28アクセス（2020年3月現在では新たなデータベースeAmbrosiaへ移行している。）

（2）調査項目

上記6か国のGI制度及び関連制度の全容並びにGI監視スキームについて調査し、実態の把握に努めた。具体的な調査事項は、以下の通りである。

- i）当該国におけるGI制度の概要
- ii）GI監視スキーム
- iii）GI侵害の紛争事例
- iv）対抗手段（行政手続及び司法手続）
- v）GI関連諸制度
- vi）日本のGI製品の侵害事例

（3）調査のスコープ

GI監視スキームには、生産段階の監視（GIを取得した生産者団体が規定どおりに製品を生産しているか）と、市場における名称の不正利用の監視（第三者がGIを不正に利用して製品を販売していないか）の大きく2つがある。本事業はEU域内の市場において日本のGI製品の模倣品が発見さ

れた場合を想定してその対応策を整理する趣旨であるため、監視スキームの後者である市場監視を想定して調査を行った。

また、日本のGI名称に類似した商標登録申請に関する国内外の監視は、本調査とは別に実施されているため³、本調査の対象外である。

調査の実施期間は、2019年5月9日から2020年3月19日である。

1.2.2 検討会の設置及び開催

調査事項や今後の対応方針等を審議するため知的財産の専門家3名及び農振水産省食料産業局知的財産課をオブザーバとする検討会を設置した。検討会の委員は以下の通りである。

- ・ 正林真之 正林国際特許事務所 所長
- ・ 竹下洋史 竹下総合法律事務所 弁護士
- ・ 外村玲子 中村合同特許法律事務所 弁護士

検討会は調査期間中に3回開催した。各会の内容は以下の通りである。

表 1-2 検討会の内容

回	日程	内容	配布資料
1	2019年6月12日（火） 10:30～12:00 NTTデータ経営研究所	調査の概要説明 調査対象国の検討 調査項目の検討	資料1-1 出席者名簿 資料1-2 調査の概要
2	2019年9月5日（木） 15:00～16:30 NTTデータ経営研究所	文献調査の結果報告 現地調査の方針の検討	資料2-1 出席者名簿 資料2-2 中間報告 資料2-3 第1回検討会議事要旨
3	2020年1月15日（水） 10:30～12:00 NTTデータ経営研究所	現地調査の成果報告 最終報告書案の検討	資料3-1 出席者名簿 資料3-2 調査進捗報告 資料3-3 第2回検討会議事概要 資料3-4 現地調査報告 資料3-5 報告書（案）

3 農林水産知的財産保護コンソーシアムhttps://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_conso/

1.3 調査の方法

調査は、文献調査、現地ヒアリング調査、現地法律事務所への再委託による情報収集の3つの方法で行った。

(1) 文献調査

前掲した調査項目について、インターネット検索を行い国内外の既存の調査レポート、オンライン記事等に基づく情報収集を実施した。

(2) 現地調査

各国当局、GI関係団体、法律事務所等へのヒアリング調査を実施した。イタリア、フランス（2019年11月18日～22日）、スペイン、ドイツ（2019年11月4日～8日）の4カ国を対象として、現地調査を実施した。訪問した機関及び問い合わせ対しメール等で回答を得た協力機関は以下の通りである。現地調査の記録は、巻末の参考資料として添付する。

表 1-3 訪問機関及び協力機関

機関カテゴリ	GI当局	関連団体	法律事務所
調査項目	・対応窓口確認 ・監視手法 ・侵害事例の詳細	・侵害事例の詳細 ・監視手法	・動向 ・事例詳細
イタリア	農業食品森林政策省 (MiPAF) 農産加工品・品質保護・不正防止中央監査機関 (ICQRF)	パルミジャーノ・レッジャーノ・コンソーシアム	Jacobacci & Partners※
フランス	競争政策局 (DGCCRF)	—	Plasseraud IP
スペイン	農業漁業食料環境省 (MAPAMA) 有機農業・差別化品質総局 (SGCDAE)	ハモン・セラーノ・コンソーシアム※	Elzaburu
ドイツ	連邦司法消費者保護省 (BMJV) DepIIB※	—	Hoffmann Eitle ※再委託

※メール回答

(3) 再委託

調査国の知財を専門に取り扱う法律事務所（Hoffmann Eitle Patent-und Rechtsanwälte PartmbB 在ミュンヘン）に、ドイツ及びイギリスにおけるGI侵害に関する情報収集を再委託した。

1.4 調査結果の概要

(1) GI制度の概要

GI制度は、その土地と結びついた高品質な農産物や食品の名称を保護する制度である。欧州各国には特にワインにおいて独自のGI制度が早くから存在したが、1992年にEU規則が制定され、EU共通の制度となった。EUのGI制度は、製品と土地の結びつきの強さにより、原産地呼称保護（英 Protected designation of origin : PDO）と地理的表示保護（英 Protected geographical indication : PGI）の2つがある。PDOはすべての生産工程をその土地で行うもの、PGIは生産工程の一部をその土地で行うものである。

表 1-4 EUのGI制度の概要

	原産地呼称保護 PDO	地理的表示保護 PGI	
概要	製品の特徴が生産された地域と強く結びつくもの	製品の品質、評価、その他の特徴が特定の地域と結びつくもの	
製品	食品、農産物、ワイン	食品、農産物、ワイン	蒸留酒、香味付けワイン
仕様	生産、加工、調整のすべての工程をその土地で行う ワインの場合、原材料のブドウは100%地元産	生産、加工、調整の1つ以上の工程をその土地で行う ワインの場合、原材料のブドウは85%以上が地元産	蒸留や熟成の1つ以上の工程をその土地で行う ただし、原材料は地元産である必要はない
事例	カラマタ・オリーブオイル（ギリシャ）	ヴェストフェーリッシャー・クノッヘンシンケン・ハム（ドイツ）	スコッチウイスキー（スコットランド）
ラベル			
ラベル添付	食品、農産物は義務 ワインは任意	食品、農産物は義務 ワインは任意	任意

<https://ec.europa.eu/info/food-farming-fisheries/food-safety-and-quality/certification/quality-labels/quality-schemes-explained#latest>

EUのGI制度は、品目別の4つのEU規則（Regulation）に規定されている。

- 農産品及び食料品：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No.1151/2012
- ぶどう酒：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No. 1308/2013
- 蒸留酒：欧州議会及び閣僚理事会規則（EC）No.110/2008
- 香味付けぶどう酒産品：欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No. 251/2014

GI規則は加盟国の国内立法を必要とせず、直接的な法的拘束力がある。EU規則に整合しない各国の制度に対しては欧州委員会が修正、廃止を要求する。すなわち、加盟国は独自のGI制度を持ってないしくみである。

欧州委員会が違反の是正を求める手続きは、3段階に定義されている。

- 第1段階：欧州委員会より該当する政府当局に対して是正を求めて通知する（例：2018年1月、欧州委員会はブルガリアに対し、EU制度と異なる国内のGI制度の廃止を求めて通知⁴）
- 第2段階：第一段階の手続きで解決しなかった場合、より強い効力のある意見書（a reasoned opinion）を通知する。通知を受けた政府当局は、2ヶ月以内に欧州委員会へ回答義務がある
- 第3段階：意見書への回答次第では、欧州司法裁判所において審議する

（2） GI監視スキーム

EU規則は、加盟国政府がGIの監視責任を持つとしているが、具体的な取り締まり方法には言及していない。監視手法は加盟国の裁量に委ねられている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 加盟国は管理当局を指定すること、各国の管理当局は産品のコンプライアンスの検証及び名称利用の市場監視の責務を負う(EU規則 No.1151/2012第36条)• 名称利用の市場監視について、加盟国政府は管理当局（名称・住所）を欧州委員会に通知し、欧州委員会が公表すること、加盟国はリスク分析に基づきチェックを行い、違反を発見した場合には必要な措置をとること（同第38条） |
|---|

図 1-1 EU規則 No.1151/2012が定めるGI監視

調査対象国のGI監視体制は、以下の通りである。窓口が中央政府に集約されている国（伊、仏）と地方分権の進んだ国（西、独）がある。オランダでは乳製品や果実・野菜など、品目別に所掌が分かれている。イタリアでは行政当局のほか、GIの管理団体（コンソーシアム）も監視活動を行っている。

4 http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-19-462_en.htm?locale=FR

表 1-5 GI監視体制

国	イタリア	フランス	スペイン
市場監視 当局※	農業食品森林政策省 (MIPAAF) 農産加工品 品質保護・不正防止中央監 査機関 (ICQRF) 内の ・管理団体承認・証明・消費 者保護局 (VICO) ・MIPAAF-ICQRF内の農産 物食品詐欺防止エンフォース メント局 (PREF)	・国立原産品質研究所 (INAO) ・経済財政省競争政策 局 (DGCCRF)	・19の地方政府 ・農業漁業食料環境省 (MAPAMA) 有機農業・ 差別化品質総局 (SGCDAE)
その他	・各GIのコンソーシアム	—	—
国	ドイツ	イギリス	オランダ
市場管理 当局※	原則、州政府 一般に郡・市レベルが窓口と して指定され、EULIST※に は161機関が当局として列挙 される	中央政府 (DEFRA) と各地域 (スコットラン ド、ウェールズ、北アイル ランド) の取引基準サ ービス局	・食品消費者製品安全局 (NVWA) ・乳製品管理局 (COKZ) ・果実野菜管理局 (KCB)

※EU規則 No.1151/2012第38条に基づき、各国が欧州委員会にGI名称利用に関する市場監視当局を届出、欧州委員会が当局名、連絡先を公表

市場におけるGI監視は一般に食品検査の一環として実施されている。そのほかインターネット監視、警察 (EUPOL、INTERPOL) の模倣品対策キャンペーンへの協力等がある。独自の監視手法として、イタリアでは法的執行力を持つ監視員がコンソーシアムに所属して活動する制度がある。

表 1-6 GI監視の手法

国	イタリア	フランス	スペイン
監視 手法	・ICQRFによるサンプル検査、オンライン取引監視（事業者との合意により、ICQRFをGI権利所有者とみなしICQRFからの要請により侵害品を撤去） ・コンソーシアム/協会によるGI保護。一部のコンソーシアムは法的権限を持つ監視員（agenti vigilatori）を活用	DGCCRFによる監視（輸入、流通、卸売、インターネット、レストラン等）	・地方政府による小売店の監視 ・国内/EUIPOに申請された商標の監視 ・オンライン事業者と協力 ・治安警察のSEPRONA取り締まりキャンペーン ・EUROPOL、INTERPOLの模倣品対策オペレーションOPSONへの協力
国	ドイツ	イギリス	オランダ
監視 手法	州政府の食品モニタリング当局が州法に基づき実施	取引基準局による監視	NVWAによる監視（市場で農産物および食品のGIを監視するプログラムを2016年に開始したが、詳細は情報なし）

EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

(3) GI侵害の紛争事例

概して自国のGIの保護を国内外で主張する事例は数多くみられるものの、他国のGIを国内で保護したという事例は公知情報では得られにくかった。しかし法律事務所へのヒアリングによると、弁護士が違反者と交渉して解決する等、公知情報とならない侵害事例は少なからず発生している。

他国のGI製品の侵害が問題となった事例は、農産物ではイタリアのGI製品が最も多い。GI管理団体（コンソーシアム）がGI侵害を当局に報告し、当局が問題のある商品を撤去する、あるいはコンソーシアムが訴訟を提起する事例がある。

表 1-7 他国起源のGI侵害の紛争事例

国	イタリア	フランス	スペイン
行政による取り 締まり事例	-（他国のGIを国内で保護する事例は確認できず）	国際食品展示会SIALにおけるパルメザン、アジアゴ、ペコリノ・ロマノ等	ベジタリアン用パルミジャーノ
法的手続き（和解、訴訟）事例	バイエルンビール	ダーズリン	ロクフォール・チーズ
国	ドイツ	イギリス	オランダ
行政による取り 締まり事例	プロセッコワイン協定	トスカナ・オリーブオイル	-（事例は確認できず）
法的手続き（和解、訴訟）事例	パルメザン、バルサミコ酢、スコッチウイスキー、シャンパン	パルマハム	-（他国のGIを国内で保護する事例は確認できず）

※上記は問題が提起されたが、必ずしも侵害とはみなされなかった事例を含む。

イタリア)

バイエルンビール : http://europa.eu/rapid/press-release_CJE-09-58_en.htm
<https://www.hna.de/welt/bgh-urteil-hollaendisches-bier-darf-deutschland-nicht-bavaria-heissen-zr-3227016.html>

フランス)

SIAL : https://www.parmigiano-reggiano.it/en/news/2016/counterfeit_products_sial_paris_asiago_parmigiano.aspx

ダーズリン :

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/geoind/en/wipo_geo_lim_11/wipo_geo_lim_11_11.pdf

スペイン)

ベジタリアン用パルミジャーノ :
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/enforcement/en/wipo_ace_12/wipo_ace_12_10_ppt.pdf

ロクフォール : Elzaburu社ヒアリング

ドイツ)

プロセッコ : https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/observatory/documents/reports/Enforcement_of_GIs/Appendix_on_Good_Practices_in_National_Controls.pdf

パルメザン : https://www.parmigiano-reggiano.it/en/news/2008_3/bd3e3855e3024da8967d1edb6f4d5c57.aspx

バルサミコ酢 : <https://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2019-12/cp190150en.pdf>

スコッチウイスキー : <https://www.spiegel.de/wirtschaft/service/whisky-aus-schwaben-verliert-namensstreit-um-glen-a-1252078.html>

シャンパン : <http://theconversation.com/prosecco-flavoured-pringles-did-festive-snack-break-eu-law-125858>

イギリス)

パルマハム : <https://www.dailymail.co.uk/news/article-181559/Asda-loses-battle-Parma-ham.html>

トスカナ・オリーブオイル : <https://www.gov.uk/government/publications/harrods-extra-virgin-olive-oil>

(4) 対抗手段

各国におけるGI侵害の対抗手段の概要について、行政ルート及び法律事務所等を介する民間ルートにわけて次の表に示す。イタリア、フランスは中央集権的なGI監視体制であることから行政ルートでの対抗が期待できるが、ドイツやオランダでは行政による取り締まりの事例は確認できず、民間ルートでの対抗手段が一般的と想定される。なお、イタリアではコンソーシアムが雇用する監視員（※民間人）が自社のGI商品に関して、違反が疑われる者に対して書類の提示要求や侵害品の差し押さ等、ICQRFとほぼ同様の権限をもって対応する。

相互保護の歴史の長いEU域内では侵害への対応も確立されているが、日本の場合は知財保護協定が新たに結ばれたばかりで日本のGI製品に関する侵害の基準が確立されていない。そのためイタリアやフランスであっても民間ルートでの対抗が必要になる可能性がある。

なお、法律事務所へのヒアリングによると、GIの侵害を発見した関係者から依頼を受けて弁護士が違反者へ改善を求める警告状を送付して解決するケースは多い。

表 1-8 対抗手段

国	イタリア	フランス	スペイン
行政手続き	ICQRFが対応（押収、捜査権有り） ※国内ではコンソーシアムの監視員も押収、書類要求権限あり	INAOかDGCCRFが対応	原則、州当局が対応。オンラインでの侵害はMAPAMAが対応
民間の法的手続き	成分検査，商標権が関係する複雑なケース	商標権が伴う場合は法律事務所への相談が一般的	法律事務所への対応依頼も一般的
国	ドイツ	イギリス	オランダ
行政手続き	窓口は郡レベルで指定されている。取り締まり事例の確認できず	DEFRA及び地方政府が窓口となり、各地の取引基準局が現場対応	3つの機関が対応。取り締まり事例確認できず
民間の法的手続き	法律事務所に相談するのが一般的と想定される	行政ルートと並行して法律事務所に対応を依頼することも可能	法律事務所に相談するのが一般的と想定される

（５） GI関連諸制度

本書1.4 （１）GI制度の概要に前述した通り、EU加盟国は独自のGI制度は持てない仕組みとなっている。GI関連の制度としては、欧州議会及び閣僚理事会規則（EU）No.1151/2012は、農産物及び食料品についてGIを定めるとともに伝統的特産品保証（Traditional Speciality Guaranteed:TSG）を定めている。TSGはGIと異なり生産地と製品の結びつきはないものの、伝統的な生産方法や成分による食品・農産物を登録して認証する制度である。GIと同じく登録品にはラベルの添付が義務付けられている。

TSGの登録はEU全体で62件（2019年12月31日登録済）と、GI登録の5%程度である。最も多いのはポーランド、次いでブルガリア、ベルギーが同件数で続く。GI登録は南ヨーロッパ諸国が多いのに比べて、TSG登録は中央ヨーロッパ諸国が多い傾向がある。調査対象国6か国のTSG登録は0～4件と少ない。

なお、スペインのTSGであるハモン・セラーノ・コンソーシアムへ侵害事例の有無を問い合わせたところ、EU域外で問題事例が発生したことがあるが、知財保護協定がなく解決できなかったとのことである。またTSGで保護されるのはレシピであり、侵害の立証が難しいとのことである。

表 1-9 GI制度及びTSG

	原産地呼称保護 PDO	地理的表示保護 PGI	伝統的特産品保証 TSG
概要	製品の特徴が生産された地域と強く結びつくもの	製品の品質、評価、その他の特徴が特定の地域と結びつくもの	伝統的な生産方法、成分によるもの
仕様	生産、加工、調整のすべての工程をその土地で行う ワインの場合、原材料のブドウは100%地元産	生産、加工、調整の1つ以上の工程をその土地で行う ワインの場合、原材料のブドウは85%以上が地元産 蒸留、香味付けワインの場合、原材料は地元産である必要はない	伝統的とは30年以上を指す
製品	食品、農産物、ワイン	食品、農産物、ワイン、香味付けワイン、蒸留酒	食品、農産物
事例	カラマタ・オリーブオイル（ギリシャ）	ヴェストフェーリッシャー・クノッヘンシンケン・ハム（ドイツ）	ハモン・セラーノ（スペイン）
ラベル			
ラベル 添付	農産物、食品：義務 ワイン：任意	農産物、食品：義務 ワイン、蒸留酒：任意	義務

https://ec.europa.eu/info/food-farming-fisheries/food-safety-and-quality/certification/quality-labels/quality-schemes-explained_en

表 1-10 TSGの登録数

国名	TSG 登録件数
イタリア	2
フランス	1
スペイン	4
ドイツ	0
イギリス	4
オランダ	4

EU eAmbrosiaデータベース 2019年12月31日登録済

(6) 日本の GI産品の侵害事例

公知情報及び現地（イタリア、フランス、スペイン、ドイツ）の小売店舗で日本のGI産品の侵害事例を調査した。その結果、日本産でないものの日本産を装う商品は見受けられたが、GI侵害といえる事例はなかった。

なお、日本とのEPAに基づき欧州の当局は日本のGI産品が侵害された場合に対応する必要があるものの、そもそも日本のGI産品を知らない職員がGI侵害を発見し、侵害されていることを判断することは困難である。今後、日本のGI産品が海外に輸出展開していく際には、日本のGIマークのほか、産品ごとのロゴ等、言語に依存しない識別方法を工夫することも一案である。

本調査の結果を調査報告書としてまとめている。内容を次項に示す。